

人事諮問委員会議事要旨

1. 日時 令和4年12月23日(金) 10:00~10:32
2. 場所 庁議室
3. 出席委員 議案(委員14名中9名出席)
久世副市長(委員長)、藤江副市長、武井教育長、石田企業管理者
[redacted]部長、[redacted]部長、[redacted]部長、[redacted]部長、
[redacted]局長、
※欠席委員:[redacted]部長、[redacted]部長、[redacted]部長、[redacted]局長
※[redacted]部長は除斥
(事務局:関人事課長、渡邊課長補佐、森本人事担当)

4. 審議案件

職員による利害関係者との会食に関する事案の処分について

ア. 事案概要(事務局人事課長から資料に基づき説明)

1 関係職員の略歴等

[redacted]部 (当時:総務部契約課 課長) 部長 [redacted]

2 事案の概要

関係職員である [redacted]部長 [redacted] (以下「当該職員」という。)が当時、契約課長であった令和4年2月26日(土)17時30分頃から20時頃まで、市内新飯塚の居酒屋において、「飯塚市議会議員 A氏」(以下「議員A氏」という。)、令和3年度入札参加有資格者名簿(物品事務用品)(以下「有資格者名簿」という。)に登載された「[redacted]代表取締役 B氏」(以下「業者B氏」という。)及び「市民の方 C氏」(以下「C氏」という。)の4名で会食した。

当時、契約課長でありその職責から、業者B氏との会食について、飯塚市職員倫理条例第6条及び同条例施行規則第4条第1項第8号の規定に違反している疑いがあるものである。

3. 事案の経過

【事案】 職員による利害関係者との会食に関する事案 の概要等 のとおり説明

4 事案の論点整理

【事案】 職員による利害関係者との会食に関する事案 の概要等 のとおり説明

5 関係職員の処分歴

[redacted]

6 処分の量定

飯塚市職員倫理条例第13条において、任命権者は、職員に禁止行為等に違反する行為があったと認められる場合には、その違反の程度に応じ懲戒処分等人事管理上必要な措置を講ずるものとし、飯塚市職員倫理条例施行規則(以下「規則という。’)第14条第1項の規定において、懲戒処分等の種類及び程度を決定するにあたり、規則第14条第1項第1号から第6号に掲げる事項を総合的に考慮し、規則別表の標準例を参考に判断するものとしております。

規則第14条第1号から第6号に掲げる事項については、12ページの表「懲戒処分の基準」において整理しておりますのでご覧ください。

(別表のとおり説明)

これらを総合的に勘案いたしますと、本件については、

[Redacted]

また、当該職員は管理監督職であり、特にその職責を自覚し、率先垂範して公正な職務の執行及び厳正な服務規律の確保に努め、所属職員の行動に関して適切な指導及び監督を行わなければならない立場でありました。

以上により、当該職員の行為は、

[Redacted]

イ. 意見及び審議内容等

※処分の対象となる関係職員の範囲と程度について。

[Redacted]

※該当職員の処分の程度について

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

ウ. 結 論

今回の「職員による利害関係者との会食に関する事案の処分について」については、

該当職員

[Redacted]部（当時：総務部契約課 課長）部長 [Redacted] 「戒告」
が相当として、上記のとおり処分すべきものとして決定。